

## 成年後見人等報酬助成の申請をされる方へ

成年後見制度を利用している方で、本人（被後見人等）が一定の要件に該当する場合は、大府市の成年後見制度利用促進事業により、「成年後見人等報酬」の助成が受けられます。

### Ⅰ 報酬の助成

#### （１）概要

収入や資産の状況から、家庭裁判所により決定した成年後見人、保佐人、補助人（以下：後見人等）の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部、又は一部を助成します。

#### （２）助成対象者

大府市に居住する被後見人等のうち、次の基準に該当する方が対象となります。  
※後見人等が被後見人等の四親等内の親族（配偶者、父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など）の場合は対象外です。

ア 生活保護を受給している方

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている方

ウ 次のいずれにも該当するもの

① 市民税非課税世帯

② 前年の本人収入が150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下であること

③ 本人の預貯金合計が350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること

④ 居住用家屋又は日常生活に必要な資産以外を所有していないこと

#### （３）助成額

成年後見人等に対する助成額の上限	施設等入所者の場合18,000円 ／月額と審判報酬決定額のうち、いずれか低い金額
------------------	---

【新規】

	その他の者の場合28,000円／ 月額のうち、いずれか低い金額
--	------------------------------------

助成額は、上記の範囲内の額になります。また、成年被後見人等から報酬を受け取った場合は、その額を差し引いて支給します。

(4) 申請に必要な書類

- 大府市成年後見制度利用促進事業（成年後見人等報酬助成）交付申請書（第3号様式）
- 後見等事務報酬付与の審判書謄本の写し
- 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- 家庭裁判所に提出した収支報告書の写し
- 家庭裁判所に提出した後見等事務報告書の写し（※報酬助成の事務に必要な書類ではありませんが、中核機関が定期的に成年被後見人等の状況を把握しておくために、報酬助成の機会に合わせて任意での提出につきご協力をいただきたくお願いいたします。）
- 成年被後見人等が日常生活のために必要な資産以外の資産を所有していないことがわかる書類（特にない場合は、資産状況等報告書（第4号様式））
- 所得課税証明書（市外の方のみ）
- ☆ 相手方登録書（初回申請時のみ提出）：助成金を受取る口座を記入ください。

2 報告書の提出

(1) 報酬助成金の交付を受けた方は、毎年度3月1日～4月31日までに報告書（第6号様式）の提出が必要です。

・必要書類

- 報告書（第6号様式）
- 助成金が交付された年度内に受け取った後見等報酬の金額のわかる書類  
（有：報酬の出金されたことが分かる通帳の写しなど）（無：提出不要）

(2) 報酬助成額を受け取った後に、被後見人等から報酬を得ていた場合は、返還していただく場合があります。

問合せ先

大府市役所 福祉総合相談室 （大府市成年後見センター）

電話 0562-45-6219

メール sodan@city.obu.lg.jp